

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
 TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
 http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

「これをやっておけば大丈夫というものが動いていく」イチローの言葉です。最善の状況が絶えず進化しているということです。

私の書棚より

○人生を窮屈にしているのは人にせいでも社会のせいでもない、自分を守ることに汲々している…その窮屈な心ぜよ。

○太平の世なら常識を知れば生きていける、けんど、時代が動く時は常識という思い込みは邪魔になるんぜ
よ。

「龍馬の如く」
茶谷清志著 インフォトップ出版

税務アンテナ

□法人の回収不能であることが明らかになった貸金等は、その明らかになった事業年度において貸倒れとして損金経理すべきこととされています。したがって、貸倒損失の計上を遅らせて利益操作をしたことが明らかな場合には、その後の事業年度において貸倒処理をしても損金算入が認められないことになります。

□青色事業専従者は専従者の氏名、その職務の内容及び給与の金額等を記載した書類を所轄税務署長に提出することにより必要経費算入が認められています。専従者給与の支給を受けている場合には同時に扶養親族又は控除対象配偶者にはなれません。

又、法人成りに際して他の従業員と同様に退職金の支給を受けても専従者に対する退職金の必要経費算入は認められておりません。

税務に関するご質問をお受けしております。
お気軽にお問い合わせ下さい。

10月の税務

スケジュール

10日	○ 9月分の源泉所得税の納付 (休日につき 13日)
31日	○ 8月決算法人の確定申告 ○ 21年2月決算法人の中間申告(予定申告) ○ 11月、22年2月、5月決算法人の消費税中間申告 (休日につき 11月 2日)

31日	○ 10月決算法人の消費税各種選択届出書提出 (休日につき 30日)
-----	---------------------------------------

今月の贈る言葉『成功の確率を倍にしたければ、失敗の確率を倍にすることだ』
by トム・ワトソン